我が国の財政に関する長期推計(改訂版)

平成30年4月6日 起草検討委員提出資料

財政の長期推計とは(今回試算のイメージ)

【長期推計とは】

- 欧州委員会の分析方法にならって、
 - ・高齢化による社会保障給付等(「年齢関係支出」)の増加が将来の財政に与える影響を分析 するため、2060年度までの長期の財政の姿を展望し、
 - ・2060年度以降に債務残高対GDP比を安定させるために必要な基礎的財政収支(PB)の恒久的 な改善をある年度で一回で行うと仮定した場合の収支改善幅を試算。
 - ※長期的安定のためには、(1)2020年度時点でのPB赤字の解消や(2)少子高齢化に伴う歳出増対応に必要な収支改善幅に加え、(3)金利・成長率の格差に伴い必要な収支改善幅を確保する必要がある。
- 前回試算は2015年10月に実施。

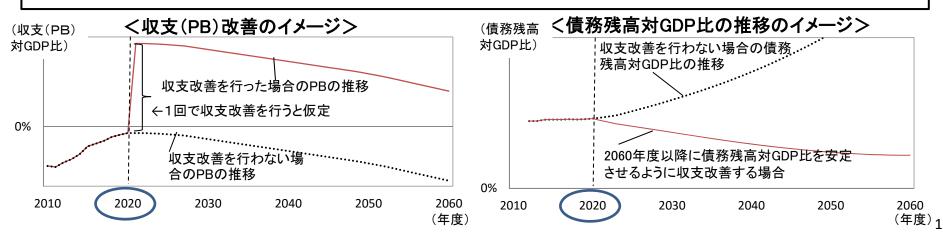
【今回試算の想定】

(ケースA)

○ 現行制度を前提として2020年度時点で必要な収支改善幅を国・地方ベースで試算。

(ケースB)

○ 2020年度までに国・地方のPBが均衡すると仮定し、そこからさらにその時点で必要な収支改善幅を国・地方ベースで試算。その上で、国・地方PBの均衡年度を2027年度まで1年ずつ後ろ倒し、必要な収支改善幅を試算することにより、PBが均衡する時期の遅れによるコストを分析。



試算前提

- 経済(経済成長率・金利等)に関する前提
 - 2027年度までは、内閣府「中長期試算」(2018年1月)の「成長実現ケース」(前回:「中長期試算「経済再生ケース」)(2015年7月))。
 - 2028年度以降は、厚生労働省「年金財政検証」(2014年6月)の 高成長ケース(「経済再生ケース」(当時))に接続する5パターン。

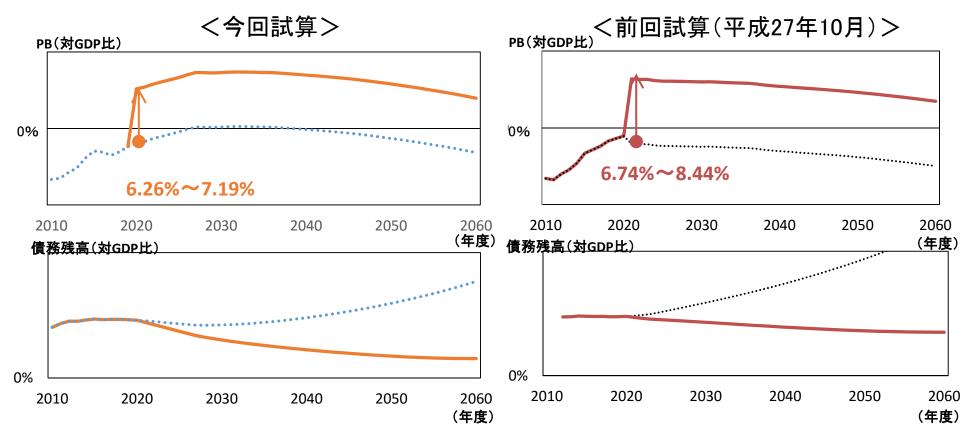
名目経済成長率: 1.6%~3.4%、名目長期金利: 3.8%~5.0%

- 〇 財政(歳出・歳入)に関する前提
 - 「年齢関係支出」: 年齢階層別の一人当たり支出が異なる社会保障給付(年金、医療、介護)や教育等の支出。人口構造の変化、各制度・施策を反映させた年齢階層別一人当たり給付水準等を踏まえて推計(詳細は参考資料(P. 13)を参照)。
 - 「非年齢関係支出」:名目GDP成長率で延伸。「新しい経済政策パッケージ」に伴う歳出については、現時点で制度の詳細が決定しておらず、年齢階級別一人当たり給付費が現段階で不明であることから、便宜上、非年齢関係支出として推計。
 - ー 歳入:法定されている今後の制度変更を反映しているほかは名目GDP成長率で延伸。
 - 一人口構造には、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」
 (2017年4月)を使用(前回:「日本の将来推計人口(中位推計)」(2012年1月))。
 - 2027年度までは、国・地方のPBについて内閣府「中長期試算」(2018年1月)(注)を使用。
 (自然体では2027年度に国・地方のPBが黒字化する)
 (前回:2020年度までは、内閣府「中長期試算」(2015年7月)を使用)。
- (注)国・地方のPBについては、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース。
- (参考)欧州委員会の方法にならって日本の財政について推計を行った、上田・米田・太田(2014)「日本の財政運営において 必要とされる収支調整幅の大きさー動学的な財政不均衡に関する量的分析ー」を参考にして推計。

【ケースA】現行制度を前提

<国・地方ベース>

○ 2020年度時点で必要な収支改善幅(対GDP比)は、前回試算より多少縮小(▲0.48%~ ▲1.25%)しているものの、6.26%~7.19%と、なおも巨額。



- (参考)1%の要収支改善幅は、2020年度GDP(598兆円(内閣府「中長期試算」(2018年1月)の「成長実現ケース」における2020年度の名目GDP))で換算すると6.0兆円程度。
- (注1)上記グラフにおける実線は、2060年度以降に債務残高対GDP比を安定させるように収支改善を行った場合のPB対GDP比及び債務残高対GDP比。破線は収支改善を行わない場合。
- (注2)今回試算・前回試算ともに「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンを用いた値。

【ケースA】現行制度を前提

<国・地方ベース>

- 〇 長期的に債務残高対GDP比の安定に必要となる2020年度時点の収支改善幅は、
 - ①2020年度時点のPB赤字解消に必要な収支改善幅は増加するものの、
 - ②GDPの基準改定等に伴い、少子高齢化に伴う歳出増(対GDP比)が低下し、
 - ③現下の低金利状況に伴い、要収支改善幅が圧縮されることから、前回試算(2015年10月)と比較すると、多少縮小している。
- しかし、特に③については、大胆な金融緩和による<u>低金利という一時的で特殊な状況に主</u> に起因するものであり、金利情勢に依存した形での財政再建は持続可能とはいえない。

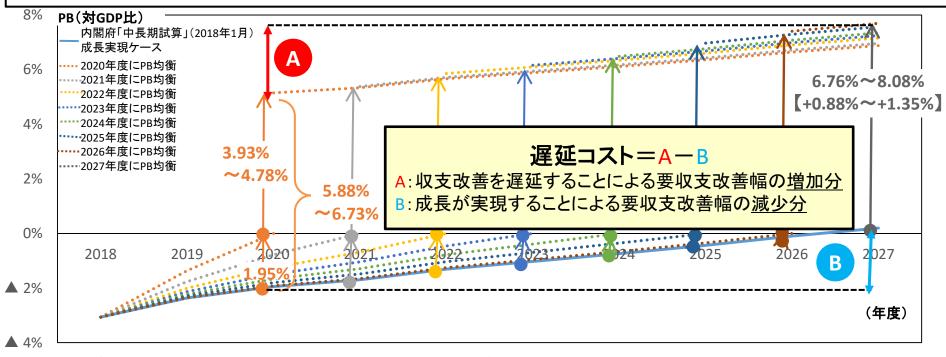
2060年度以降に債務残高対GDP比を安定させるために 2020年度時点で必要な収支改善幅の内訳	今回試算		前回試算		
(1)2020年度時点のPB赤字を解消するために必要な収 支改善幅	1.95%(注2)	3.82% ~4.00% 6.26% ~7.19%	1.08%	3.74% ~3.93% 6.74% ~8.44%	
(2)少子高齢化に伴う歳出増に対応するために必要な収 支改善幅	1.87%~2.05%		2.66%~2.85%		
(3)金利・成長率格差に伴い必要な収支改善幅	2.26%~3.38%		3.00%~4.51%		

- (参考)1%の要収支改善幅は、2020年度GDP(598兆円(内閣府「中長期試算」(2018年1月)の「成長実現ケース」における2020年度の名目GDP))で換算すると6.0 兆円程度。
- (注1)今回試算(2028年度以降)・前回試算(2024年度以降)ともに「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンを用いた値。
- (注2)2020年度時点のPB赤字を解消するために必要な収支改善幅(1.95%)は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベースであり、これを除けば1.8%。
- (注3)「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンに基づくと、2028年度以降の金利・成長率格差は1.6%~2.2%となる。将来の金利・成長率格差については不確実性を伴うことに留意が必要。

【ケースB】ある年度に国・地方PB均衡を仮定

<国・地方ベース>

- 2020年度に国・地方PBが均衡することを仮定した場合、2020年度時点で長期的な債務残 高対GDP比の安定に向け追加的に必要な収支改善幅は、3.93%~4.78%。
- 〇 収支改善を1年間遅延した結果、その分債務残高が増えることにより、その後毎年度追加的に発生するコスト(対GDP比)は、経済前提によって異なるが、平均:+0.16%(約1.0~1.2兆円(注4))



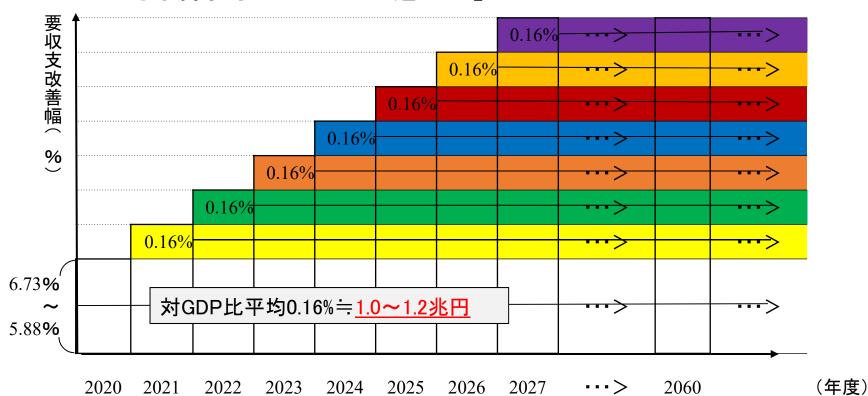
- (注1)上記グラフにおいて、2020年度の5.88%~6.73%や2027年度の6.76%~8.08%は、それぞれの年度に国・地方PB均衡を達成した後にその時点で必要な収支改善幅にある年度までにPB均衡を達成するために必要な数値(内閣府「中長期試算」のある年度でのPB赤字)を加算した値。
 - 【】は2020年度にPB均衡を仮定した場合に必要な収支改善幅との差。
- (注2)2028年度以降の経済前提に、「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンを用いた数値。
- (注3)2020年度時点のPB赤字を解消するために必要な収支改善幅(1.95%)は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだべ一スであり、これを除けば1.8%。
- (注4)収支改善を1年間遅延することにより、その後毎年度発生する追加的負担額は、「中長期試算」(2018年1月)の「成長実現ケース」における各年度の名目GDPに、平均のコスト(+0.16%)を乗じて機械的に算出。

【ケースB】ある年度に国・地方PB均衡を仮定

<国・地方ベース>

- 毎年度の予算編成で数千億円の増額に抑制する(注1)ために多大な労力を割いているのが 現在の財政状況。
- 〇 要収支改善幅は、収支改善が毎年度遅れるたびに上乗せされ、1年目標を後ろ倒しするごとに、<u>毎年0.16%(約1.0~1.2兆円(注2))の追加的負担</u>が発生する。

<「毎年度平均+0.16%の遅延コスト」のイメージ>



(注1)骨太2015「経済・財政再生計画」の「目安」: 2016~2018年度の3年間で一般歳出1.6兆円の伸び、うち社会保障関係費1.5兆円の伸び。

(注2)収支改善を1年間遅延することにより、その後毎年度発生する追加的負担額は、「中長期試算」(2018年1月)の「成長実現ケース」における各年度の名目 GDPに、平均のコスト(+0.16%)を乗じて機械的に算出。

【ケースB】ある年度に国・地方PB均衡を仮定

<国・地方ベース>

○ 遅延コストが2027年度にかけて毎年発生していくのは、<u>少子高齢化に伴う歳出増</u>対応 のための要収支改善幅の拡大によるところが大きい。

収支改善 年度	(1) 収支改善年度時点までに実 現させるPB改善幅	(2) 少子高齢化に伴う歳出増に 対応するために必要な収支改 善幅	(3) 金利・成長率格差に伴い必要 な収支改善幅	合計((1)+(2)+(3))
2020	1.95%	1.45% ~ 1.70%	2.23% ~ 3.33%	5.88% ~ 6.73% [3.93% ~ 4.78%]
2021	1.70%	1.73% ~ 1.97%	2.26% ~ 3.40%	5.93% ~ 6.82% [4.23% ~ 5.13%]
2022	1.31%	2.21% ~ 2.43%	2.30% ~ 3.48%	6.04% ~ 7.00% [4.73% ~ 5.69%]
2023	1.03%	2.58% ~ 2.77%	2.34% ~ 3.55%	6.14% ~ 7.16% [5.11% ~ 6.35%]
2024	0.74%	2.98% ~ 3.14%	2.38% ~ 3.63%	6.26% ~ 7.35% [5.52% ~ 6.61%]
2025	0.44%	3.44% ~ 3.56%	2.42% ~ 3.71%	6.42% ~ 7.59% [5.98% ~ 7.15%]
2026	0.10%	3.97% ~ 4.05%	2.46% ~ 3.81%	6.62% ~ 7.88% [6.52% ~ 7.78%]
2027	▲0.19% (▲2.14%)	4.38% ~ 4.46% (+2.93% ~ +2.76%)	2.49% ~ 3.88% (+0.26% ~ +0.55%)	6.76% ~ 8.08% (+0.88% ~ +1.35%)

⁽注1)()は2020年度に必要な収支改善幅との差。【】は国・地方PBが均衡した後に必要な収支改善幅。

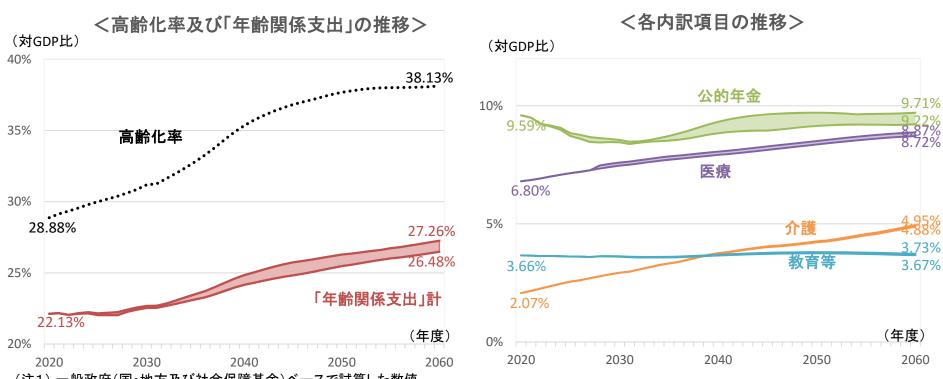
⁽注2) 2028年度以降の経済前提に「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンを用いた場合の値。

⁽注3)「年金財政検証」(2014年6月)に基づくと、2028年度以降の金利・成長率格差は1.6%~2.2%となる。 将来の金利・成長率格差については不確実性を伴うことに留意が必要。

⁽注4)収支改善年度時点までに実現させるPB改善幅(2020年度:1.95%)は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース(2020年度でそれを除くと1.8%)。

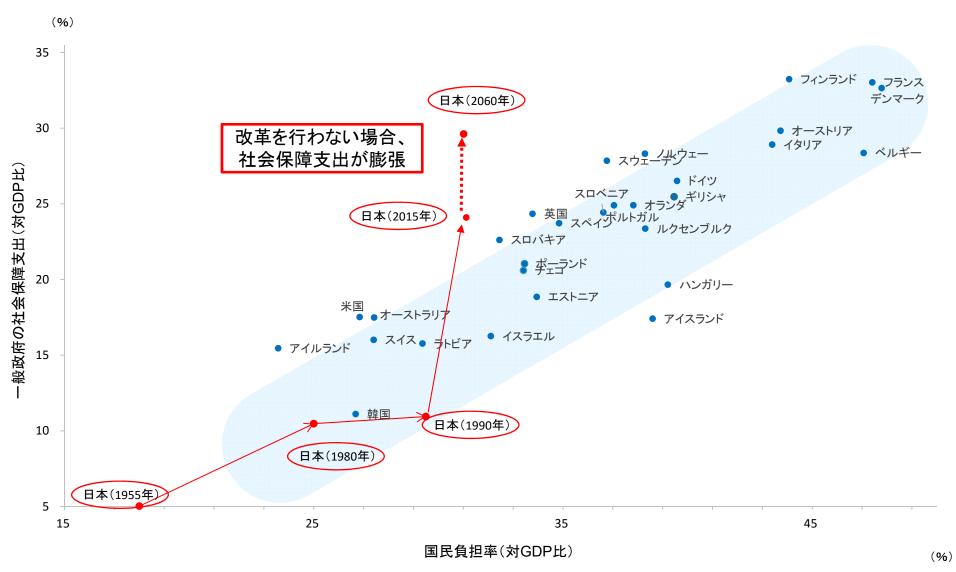
「年齢関係支出」の推移

- 〇 少子高齢化に伴う歳出増対応のための要収支改善幅の増加の背景には、年齢関係支出の増加がある。<a href="mailto:医療費・介護費を中心として後年度にかけて増加傾向。" 医療費・介護費を中心として後年度にかけて増加傾向。" では、年齢関係支出の増加がある。<a href="mailto:Example
- 〇 GDPの基準改定による影響など試算前提の変更等により、前回試算より若干低下(2060年度で3%強程度)している一方、医療の高度化により医療費が現在の想定を上回るスピードで増加する可能性についても留意が必要。



- (注1) 一般政府(国・地方及び社会保障基金)ベースで試算した数値。
- (注2) いずれも、2027年度までは内閣府「中長期試算」(2018年1月)の成長実現ケース、2028年度以降は「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンを経済前提に用いた数値。
- (注3) 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。
- (注4)「新しい経済政策パッケージ」に伴う歳出については、現時点で制度の詳細が決定しておらず、年齢階級別一人当たり給付費が現段階で不明であることから、便宜上、非年齢関係支出として推計。

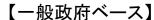
OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係

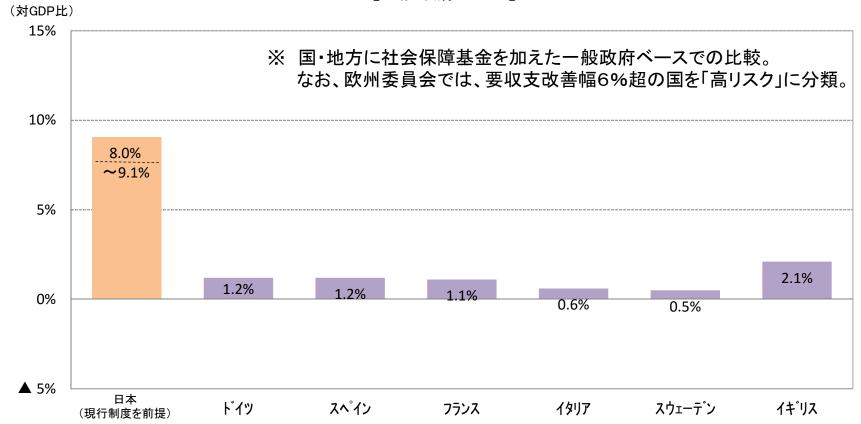


- (出典) 国民負担率: OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、内閣府「国民経済計算」等。日本の2060年度は本推計による。 社会保障支出: OECD "National Accounts"、内閣府「国民経済計算」。日本の2060年は本推計による。
- (注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
- (注2)日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。

欧州主要国との比較

〇 債務残高対GDP比を2060年度以降に安定させるために必要な収支改善幅(対GDP比) は、欧州主要国と比較して日本は突出している。





- (注)日本については「年金財政検証」(2014年6月)の高成長ケースに接続する5パターンの経済前提を用いた場合の数値。 日本は2020年度時点、欧州各国は2019年時点に必要な収支改善幅(対GDP比)。
- (出典) 欧州委員会「Debt Sustainability Monitor 2017」、欧州委員会「The 2015 Ageing Report」。

論点

- 長期的な債務残高対GDP比の安定に必要となる2020年度時点の収支改善幅は、
 - ①2020年度時点のPB赤字解消に必要な収支改善幅は増加するものの、
 - ②GDPの基準改定等に伴い、少子高齢化に伴う歳出増(対GDP比)が低下し、
 - ③現下の低金利状況に伴い、要収支改善幅が圧縮されることから、 前回試算(2015年10月)と比較すると、<u>多少縮小しているが、なお巨額</u>。
- 特に③については、大胆な金融緩和による<u>低金利という一時的で特殊な状況に主に起因</u> 因するものであり、<u>金利情勢に依存した形での財政再建は持続可能とは言えない。金利</u> 情勢に左右されることなく、引き続き歳出改革に取り組むことが必要。
- <u>基礎的財政収支(PB)黒字化の達成年度を後ろ倒しにすればするほど</u>、後年度において<u>必要となる収支改善幅は拡大(遅延コストの発生)。1年目標を後ろ倒しするごとに、毎</u>年約1.0~1.2兆円の追加的負担が発生。
- <u>高齢化に伴う医療費・介護費の伸びを背景に、社会保障支出は一層増加の見通し</u>。社会保障支出は、GDPの基準改定による影響など試算前提の変更等により、前回試算より若干低下している一方、医療の高度化により医療費が現在の想定を上回るスピードで増加する可能性についても留意が必要。こうした中、必要となる日本の収支改善幅は、欧州主要国と比較しても突出。
- 財政の持続可能性を確保するためには、引き続き、<u>歳出分野全般にわたって聖域なく改革に取り組むとともに歳入面での取組も継続し、できる限り早期のPB黒字化達成に向けて取り組んでいくことが不可欠。</u>

参考資料

(参考) 主な「年齢関係支出」の推計方法

〇 公的年金

- ー 性別及び年齢別の一人当たり平均年金受給額を現行ルール(注)により改定し、将来の 性別及び年齢階層別人口を乗ずることで推計。
- (注)現行法に基づき、原則として新規裁定者については名目賃金上昇率、既裁定者については物価 上昇率により改定しているほか、マクロ経済スライド調整が行われることを前提にしている。
- 現行法に基づく厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ(~2030年度まで)を織り込んでいる。

医療

- 年齢階層別(5歳刻み)の一人当たり医療費を一人当たり名目GDP成長率で延伸し、将来の年齢階層別人口を乗ずることにより、国民医療費総額を推計。
- その上で、年齢階層別(0~69歳、70~74歳、75歳以上)に応じ、自己負担率を考慮して 医療給付総額を推計。

〇 介護

- 要介護度に応じた65歳以上人口に対する利用者比率を一定として仮定した上で、各サービス・要介護度別の利用者一人当たり介護費用を名目賃金上昇率で延伸し、将来の年齢階層別人口を乗ずることにより、施設サービス費用や在宅サービス費用等を推計。
- その上で、施設サービス費用や在宅サービス費用等ごとに自己負担率等を考慮して給付額を推計し、これらを合算して介護給付総額を推計。

(参考)「年齢関係支出」の推移

- 前回試算と比較すると、(分母に当たる)GDPの基準改定による影響を機械的に捨象してもなお、その他の試算前提の変更等により、年齢関係支出は若干低下している(合計で、2020年度で▲0.3%、2060年度で▲1.7~▲1.9%低下)。
- 具体的には、将来の支出の伸び率(一人当たり名目成長率等で延伸)が、前提とする成 長率の見通しの低下と人口の見通しの増加を踏まえて低下したこと等に伴うものである。

